仮処分申立書

当事者の表示　　別紙当事者目録記載の通り

著作権侵害差止仮処分申立事件

申立の趣旨

１、債務者は、別紙著作物目録記載の戯曲を上演してはならない。
２、債務者は、別紙著作物目録記載の戯曲の内容及び題名を改変してはならない。
３、申立費用は債務者の負担とする。
との裁判を求める。

申立の理由

目　次

１、はじめに――本件申立の概要――
２、当事者
３、権利の目的たる著作物及び著作権者
４、債務者の無断上演・改変行為
５、債務者との交渉
６、本上演の許諾の有無
７、保全の必要性

１、はじめに――本件申立の概要――

本件は常人にはにわかに信じ難い著作権侵害事件である。確かに、かつて債権者は債務者が主催する劇団に参加した経歴があり、退団にあたって、「私が在団中に書いた作品は、ひとこと断ってもらえば、上演を許可します」と述べたいきさつはある。しかし、その後、債務者が債権者の許可なく債権者の作品の上演を決定し強行すること（その上、作品を無断で改変すること）が度重なるにつれ、しかも作品を債権者に無断で改変しないことを覚書（甲２）で約束しておきながら、それが反故にされるに及んで忍耐の限界に達し、「以後、私の全作品の上演をいっさい許可しません」ときっぱりと通告するに至った。

著作物の利用許諾に関し、こうした明々白々の事実があり、債務者もそのことを重々承知しながら、なおかつ、今回、債務者は債権者から再度の上演不許可の通告（甲 10、同 12）を受けたにもかかわらず、債権者の作品の上演を強行すると宣言したのである。

債務者のこれほどまでに著作権軽視、というより完璧な著作権無視の態度のため、もはや自主的な解決の途は閉ざされ、債権者はやむなく法的な解決手段に進むしかなかったのである。

２、当事者

債権者は脚本家、劇作家であり、債務者に誘われ、1987 年１月から 1995 年１月まで債務者が主宰する劇団「新宿梁山泊」（以下、本劇団という）に参加した。

主な脚本・戯曲は以下の通りである。

映画・ドラマの脚本

- 「血と骨」(2004 年)
- 「OUT」(2002 年)
- 「僕はあした十八になる」(2002 年)
- 「愛を乞うひと」(1998 年)
- 「岸和田少年愚連隊」(1996 年)
- 「月はどっちに出ている」(1993 年)

芝居の戯曲

- 「オペラ・まげもん-MAGAIMON-」(2002 年)
- 「ロはロボットのロ」(1999 年)
- 「青き美しきアジア」(1994 年)
- 「それからの夏」(1993 年)
- 「ザ・寺山」(1993 年)
- 「愛しのメディア」(1992 年)
- 「映像都市（チネチッタ)」(1990 年、1991 年)
- 「人魚伝説」(1990 年、1995 年)
- 「千年の孤独」(1988 年、1989 年)
- 「カルメン夜想曲」(1987 年)

また、1999 年、「愛を乞うひと」で日本アカデミー最優秀脚本賞、1994 年、「ザ・寺山」で岸田國士戯曲賞などを受賞した。

債務者は、1987 年１月に本劇団を旗揚げし、以後、今日まで本劇団の代表を務めている。

３、権利の目的たる著作物及び著作権者

債権者は、1992 年、別紙著作物目録記載の著作物である戯曲「それからの夏」（以下、本著作物という）を執筆し、本著作物の著作権及び著作者人格権を保有している。

４、債務者の無断上演・改変行為

債務者は、債権者の許諾なく、本著作物を「それからの夏２００７」と題名を改変した上で、本年８月１日から５日まで東京中野区にて上演する予定である（甲１。以下、本上演という）。

これらは、著作権法上、債権者が有する同一性保持権の侵害行為及び上演権の侵害行為に該当する。

５、債務者との交渉

(1)、1995 年 1 月、債権者が債務者が主催する本劇団を退団するにあたって、在団中に執筆した作品を本劇団が公演するためにつけた条件はただ１つ、「ひとこと断ってもらえば、上演を許可する」というものだった。しかし、債務者はこれすら実行できなかった。債務者は、その後、2 回の海外公演を含め、3 回にわたって、債権者の作品を無断上演し、無断改変した（甲 14。債権者陳述書３～４頁)。しかし、1999 年３月、債務者の同様の無断上演が約半年前に発覚したため、両者の間で、ペナルティーとして著作権使用料を金３０万円支払うこと、作品を債権者に無断で改変しないことを内容とする覚書（甲２）を締結したにもかかわらず、その直後に、債務者は、劇中の女性の役を男性に変えるという作品に大きなダメージを与える重大な無断改変を行い、その上、その改変行為を隠ぺいするために、債権者に招待状、公演案内、公演チラシ等を何一つ送らなかったため、事情を知った債権者は、ここに忍耐の限界に達し、債務者及び本劇団に対し、「以後、債権者の全作品の上演をいっさい許可しない」旨通告するに至った（甲 14。債権者陳述書４頁。また債務者の債権者に宛てた甲４の書簡の１枚目下から 10 行目で、債務者自身もその事実を認めている)。

(2)、その後、債務者のおおっぴらな無断上演、無断改変は鳴りをひそめたものの、しかし、債務者の著作権に対する姿勢に本質的な反省はなかった。

2002 年４月頃、債務者は韓国の劇団「青脈」に対し、債権者の作品「映像都市」の上演を無断で許可を与えるという行為に出た（甲 14。債権者陳述書４頁４)。

2005 年３月、債務者は債権者に対し、債権者の作品「人魚伝説」の韓国上演を一方的に通告してきた（甲４)。しかし、上記の通り、債権者は既に債務者に対し、「以後、債権者の全作品の上演をいっさい許可しない」旨通告済みで

あり、その後もこの立場は変わらなかったので、債務者の無断上演、無断改変を防止するため、協同組合日本シナリオ作家協会（以下、本協会という）を通じて、改めて上演中止を申し入れた（甲５）。これに対し、債務者は代理人を立て、「本公演は文化庁から補助金を得て行う公的な国際交流の意義を有する重要な公演であり、国際親睦に泥を塗るべきでない。今回の『人魚伝説』韓国公演だけは期限も迫っており、異議を述べないで頂きたい」旨の申入れを行ってきた（甲６）。

しかし、本協会の調査により、債務者・本劇団が文化庁に助成金を申請したのは「人魚伝説」ではなく、別作品であることが判明し、その点を追及すると（甲７）、同代理人は、「提案についてご同意いただけないとのことですので」という理由で、「人魚伝説」の上演中止を伝えてきた（甲８。この経緯については、甲 15 の陳述書１～２頁を参照)。

本来ならば、これで本件は一件落着する筈であるが、その後、債務者自身の再登場により、事態はさらにおかしな方向に向った。

(3)、本年４月、債務者より債権者に対し、本著作物の上演をまたしても一方的に通告してきた（甲９）。債権者は直ちに、本協会を通じ、債権者の７作品について、上演不許可と改変禁止を通告した（甲 10)。すると、債務者に代理人がついた２年前のように「同意が得られないので、上演を中止する」のではなく、そもそも債権者の作品は「パクリ」「盗作」であり、上演に債権者の同意は不要である旨を内容とする債務者の書簡が届けられた（甲 11)。殆ど信じ難い内容であったが、まともに対応しても埒があく相手ではなかったので、債権者は、再度、「上演を許可しない。無断で強行するなら法的手段を取る。本件について、日本劇作家協会も同意見である」旨警告文を出した（甲 12)。

しかし、これと入れ替わりに、本劇団から債権者に、本著作物の題名「それからの夏」を無断で改変した「それからの夏 2007」を 8 月１日から上演するという仮チラシが送られてきた（甲１）。

債権者の明白な上演不許可の意思を完全に無視した債務者のやり方に対し、直ちに、「６月 26 日までに公演中止の回答なき場合は、公演差止の仮処分申立を行う」旨の最後通告書を送付したが（甲 13)、債務者は何ら回答しなかった。

かくして、債務者に代理人がついた２年前のような自主的な解決は不可能となり、ここに本上演の中止を求めて本申立を余儀なくされたのである。

６、本上演の許諾の有無

本件について、債務者から予想される反論は唯一「債権者から本上演の許諾を受けている」に尽きるので、この点について必要な範囲で言及する。

最初に確認しておきたいが、確かに、本著作物は、1993 年当時、債権者が本

劇団に参加中に、本劇団で上演する目的で執筆したものである。しかし、特定の企画のために戯曲・脚本を執筆するのはむしろ戯曲・脚本の常であり、だからといって、当該戯曲・脚本の著作権が、明確な著作権譲渡契約もなしに執筆依頼先に当然に移転することなどあり得ない。

また、特定の企画のために戯曲を執筆したからといって、明確な契約もなしに、当該戯曲を上演する権利が未来永劫に執筆依頼先に与えられるということもあり得ない。

そのことを誰よりも債務者自身が承認していたことは、甲２の覚書が雄弁に物語る。すなわち、上記覚書は、本劇団在団中に債権者が執筆した戯曲「千年の孤独」について、債権者が当該戯曲の著作権者であり、債権者の許諾なしには債務者や本劇団が上演できないことを明らかにしたものであり、この理は言うまもでなく、本劇団在団中に債権者が執筆した戯曲全てにあてはまるものだからである。

しかも、本件では、５(1)で前述した通り、債権者が本劇団を退団した当時、在団中に債権者が執筆した作品を本劇団が公演するためにつけた「ひとこと断ってもらえば、上演を許可する」という条件を債務者自身が全く守らなかったため、1999 年、債権者はこれを撤回し、「以後、債権者の全作品の上演をいっさい許可しない」旨を通告するに至った事実は、債務者自身も甲４の書簡の中で認めている通りである（甲４の１枚目下から 10 行目）。

なお、債務者は債権者の退団 11 年目にして、債権者の作品を「パクリ」「盗作」と公言するに至ったが（甲 11）、そもそも作品創造において、先行する作品から影響・刺激を受けることはむしろ常道であり（黒澤明が「無から創造できるはずがない」と喝破した通りである）、それと「パクリ」「盗作」とは全く別次元のことである。しかも、まともな演出家なら、もし上演する作品が「パクリ」「盗作」と判明すれば直ちに自ら上演中止する筈なのに、演出家である本件の債務者は、一方で債権者の作品を「パクリ」「盗作」と非難しておきながら、他方で、その債権者作品の上演を債権者の反対を押し切ってまでも強行するという全く矛盾した行動に出ている。ここからして、債務者の「パクリ」「盗作」発言がいかに行き当たりばったりの思いつきでしかないかが一目瞭然である。

以上から、「債権者から本上演の許諾を受けている」ことを裏付ける事実はどこにもない。

７、保全の必要性

もともと、常識を備えた者であれば、債権者が本著作物の上演を予め固辞している場合に、これを無視して一方的に上演することなど凡そ考えられない。

しかし、今回、債務者の開き直りにより、本上演が来月８月１日より強行されようとしており、債権者としては、芸術に携わる者としてあるまじき不見識極まりない著作権侵害の根絶を強く願う一方で、司法的救済を受けるため、債務者に対し本上演の差止及び損害賠償請求の訴を提起する準備をしているが、しかし、本案判決をまっては差止の実効は得ず、また債権者が回復し難い損害を被ることは必至である。

よって、債権者は、さしあたり著作権者の地位を保全するため、本申立に及んだ次第である。

以　上

疎明方法

１、甲第１号証の１～２	本年６月 14 日付債務者の債権者に対する通知とチラシ
２、甲第２号証	「千年の孤独」の上演に関する覚書
３、甲第３号証の１～２	韓国劇団「青脈」の謝罪文と許諾願い
４、甲第４号証の１～２	2005 年 3 月、債務者から債権者宛の書簡と封筒
５、甲第５号証	2005 年 3 月 28 日付け内容証明郵便
６、甲第６号証	2005 年４月５日付け内容証明郵便
７、甲第７号証	2005 年４月８日付け FAX
８、甲第８号証	2005 年４月 19 日付け内容証明郵便
９、甲第９号証	2007 年 4 月 19 日付け書簡
10、甲第 10 号証	2007 年４月 26 日付け内容証明郵便
11、甲第 11 号証	2007 年６月６日付け書簡
12、甲第 12 号証	2007 年６月 20 日付け内容証明郵便
13、甲第 13 号証	2007 年６月 22 日付け内容証明郵便
14、甲第 14 号証	債権者作成の陳述書
15、甲第 15 号証	協同組合日本シナリオ作家協会事務局長金寿美作成の陳述書

添付書類

１、訴訟委任状　　１通

２００７年7月6日

上記債権者訴訟代理人
弁　護　士　　柳　　原　　敏　　夫

東京地方裁判所　　御中

当事者目録

〒○○○○
東京都○○区○○○○丁目○○番地○○号
債権者　　鄭　　義　　信

〒100-0006
東京都千代田区有楽町１丁目７番１号　有楽町電気ビルヂング北館５階 512 区
武藤綜合法律事務所　（送達場所）
電話　０３（６２６８）５８８０
ＦＡＸ０３（６２６８）５８８１
上記訴訟代理人弁護士　柳　　原　　敏　　夫

〒164-0002
東京都中野区上高田４丁目１９番地６号ゴールデンマンション１階
劇団「新宿梁山泊」
債務者　　金　　守　　珍

以　上

著作物目録

題　名　　それからの夏

制作年　　１９９２年

初　演　　１９９２年１２月

以　上